

内 容	
議案番号	第52号議案
議案名	安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税法の改正等に伴うもの</p> <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 令和3年度以後の各年度分の個人市民税の非課税措置について、寡夫をその対象から除き、ひとり親（地方税法第23条第1項第12号に規定するひとり親をいう。以下同じ。）のうち、前年の合計所得金額が135万円を超えないものをその対象に加える。</p> <p>(2) 寡婦控除の特別加算及び寡夫控除を廃止し、令和3年度以後の各年度分の個人市民税について、所得割の納税義務者が、ひとり親である場合には、その者の前年の総所得金額等から30万円を控除する。</p> <p>(3) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和6年度まで3年延長する。</p> <p>(4) 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。</p> <p>(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を令和5年度まで3年延長する。</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により一定の行事が中止等となった場合に、所得割の納税義務者が入場料金等払戻請求権の全部又は一部を一定期間内に放棄したときは、放棄した部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額（20万円を超える場合は20万円）の寄附金を支出したものとみなして寄附金税額控除を適用する。</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により居住の用に供することに遅延の生じた一定の住宅について、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和16年度まで1年延長する。</p> <p>2 法人市民税</p> <p>(1) 法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>(2) 各連結事業年度の連結所得に対する法人税に係る法人税法の規定が削られたことに伴い、申告納付及び納期限の延長の場合の延滞金に係る規定を整理する。</p> <p>3 軽自動車税</p> <p>環境性能割の非課税措置の適用期限を令和3年3月31日まで6月延長する。</p> <p>4 市たばこ税</p> <p>(1) 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する。</p> <p>(2) 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。</p>

5 固定資産税

- (1) 地方税法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができるものとする。
- (2) 地方税法第384条の3に規定する現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告しなければならないこととするほか、正当な事由なく当該申告をしない場合に10万円以下の過料に処する。
- (3) 新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、水力発電設備のうち一定規模以上のものに係る課税標準をその価格に12分の7を乗じて得た額とする。
- (4) 令和3年度分の固定資産税に係る事業用家屋及び償却資産に係る課税標準の額を、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた中小事業者等のうち、令和2年2月から10月までの任意の3月の事業収入の前年の同期間に対する割合が10分の5以下であるものにあつては零とし、10分の5以上10分の7以下であるものにあつてはその価格に2分の1を乗じて得た額とする。
- (5) 新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、中小事業者等が地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日（令和2年4月30日）から令和3年3月31日までの間に認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物に係る課税標準の額を零とする。

6 徴収猶予

地方税法に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた一定の者に対する徴収猶予の特例制度が新設されたことに伴い、当該制度に係る申請に不備等がある場合の訂正等の期間について、既存の徴収猶予の訂正等の期間と同じく20日とする規定を設ける。

(施行日)

- | | | | |
|---|-------------------------|-----|-----------|
| 1 | (1) (2) (4) (6) (7) 及び2 | (1) | 令和3年1月1日 |
| 1 | (3) (5)、3、5 及び6 | | 公布の日 |
| 2 | (2) | | 令和4年4月1日 |
| 4 | (1) | | 令和2年10月1日 |
| 4 | (2) | | 令和3年10月1日 |

内 容	
議 案 番 号	第 5 3 号議案
議 案 名	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税法の改正に伴うもの</p> <p>1 事業用家屋に係る令和3年度分の課税標準の額を、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた中小事業者等のうち、令和2年2月から10月までの任意の3月の事業収入の前年の同期間に対する割合が10分の5以下であるものにあつては零とし、10分の5以上10分の7以下であるものにあつてはその価格に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>2 引用する地方税法の条項名を改める。 附則第16項中「第61条」→「第63条」</p> <p>(施行日)</p> <p>1 公布の日 2 令和3年1月1日</p>
議 案 番 号	第 5 4 号議案
議 案 名	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>市長が、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、特定地域型保育事業者による当該満3歳未満保育認定子どもを受け入れる連携施設の確保を不要とする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>


内 容	
議 案 番 号	第 5 5 号議案
議 案 名	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>1 市長が、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、家庭的保育事業者等による当該利用乳幼児を受け入れる連携施設の確保を不要とする。</p> <p>2 乳幼児の保護者が、疾病等により当該乳幼児を養育することが困難である場合に居宅訪問型保育の提供を受けることが可能であることを明確化する。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 5 6 号議案
議 案 名	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>放課後児童支援員となるために修了すべき研修を行う者として中核市の長を加える。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 5 7 号議案
議 案 名	安城市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴うもの</p> <p>愛知県後期高齢者医療広域連合が実施する新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る事務のうち、申請書の提出の受付に関する事務を市において行うものとする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 5 8 号議案
議 案 名	安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金を支給するもの</p> <p>給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、1年6月を超えない範囲で傷病手当金を支給する。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 5 9 号 議 案
議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税法及び地方税法施行令の改正に伴うもの</p> <p>1 課税限度額の引上げ (1) 基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行61万円）とする。 (2) 介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行16万円）とする。</p> <p>2 減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更 (1) 5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万5,000円（現行28万円）とする。 (2) 2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円（現行51万円）とする。</p> <p>3 低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例の新設 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することとする。</p> <p>（施行日） 1 及び 2 公布の日 3 令和3年1月1日</p>
議 案 番 号	第 6 0 号 議 案
議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>介護保険法施行令の改正に伴い保険料の軽減措置を拡充するもの</p> <p>1 介護保険法施行令（以下「施行令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者（高齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で収入額等が80万円以下のもの）の令和2年度の保険料の軽減の強化をし、12,696円（減額賦課前25,392円 改正前（減額賦課後）17,457円）とする。</p> <p>2 施行令第39条第1項第2号に掲げる者（市民税世帯非課税者で収入額等が80万円超120万円以下のもの）の令和2年度の保険料を軽減し、22,218円（減額賦課前38,088円 改正前（減額賦課後）30,153円）とする。</p> <p>3 施行令第39条第1項第3号に掲げる者（市民税世帯非課税者で収入額等が120万円超のもの）の令和2年度の保険料を軽減し、38,088円（減額賦課前41,262円 改正前（減額賦課後）39,675円）とする。</p> <p>（施行日） 公布の日</p>

内 容																				
議案番号	第61号議案																			
議案名	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について																			
摘要	<p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うもの</p> <p>1 補償基礎額の引上げ</p> <p>(1) 非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,400円 →12,440円</td> <td>13,300円 →13,320円</td> <td>14,200円 (改定なし)</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,600円 →10,670円</td> <td>11,500円 →11,550円</td> <td>12,400円 →12,440円</td> </tr> <tr> <td>班長及び団員</td> <td>8,800円 →8,900円</td> <td>9,700円 →9,790円</td> <td>10,600円 →10,670円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者に係る補償基礎額 最低額 8,800円→8,900円</p> <p>2 法定利率の改正 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改める。</p> <p>(施行日) 公布の日(令和2年4月1日から適用)</p>	階 級	勤 務 年 数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,400円 →12,440円	13,300円 →13,320円	14,200円 (改定なし)	分団長及び副分団長	10,600円 →10,670円	11,500円 →11,550円	12,400円 →12,440円	班長及び団員	8,800円 →8,900円	9,700円 →9,790円	10,600円 →10,670円
	階 級		勤 務 年 数																	
10年未満		10年以上20年未満	20年以上																	
団長及び副団長	12,400円 →12,440円	13,300円 →13,320円	14,200円 (改定なし)																	
分団長及び副分団長	10,600円 →10,670円	11,500円 →11,550円	12,400円 →12,440円																	
班長及び団員	8,800円 →8,900円	9,700円 →9,790円	10,600円 →10,670円																	
議案番号	第62号議案																			
議案名	安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																			
摘要	<p>スポーツセンターのプール及びトレーニングルームにICカード型前払式利用券を導入するもの</p> <p>スポーツセンターのプール及びトレーニングルームにおいて従来使用してきた磁気カード型前払式利用券に替えて新たにICカード型前払式利用券を導入する。</p> <p>(施行日) 令和2年8月2日</p>																			

内 容																																				
議 案 番 号	第 6 3 号議案																																			
議 案 名	令和 2 年度安城市一般会計補正予算（第 3 号）について																																			
摘 要	資料別添																																			
議 案 番 号	第 6 4 号議案																																			
議 案 名	令和 2 年度安城市特別会計補正予算について																																			
摘 要	国民健康保険事業（第 1 号）の 1 会計 資料別添																																			
議 案 番 号	第 6 5 号議案																																			
議 案 名	工事請負契約の締結について																																			
摘 要	<p>令和 2 年度陸上競技場改修工事</p> <p>場 所 安城市新田町地内</p> <p>概 要 内容 グラウンド・コート舗装及び施設整備</p> <p>面積 全天候舗装 9,761.7 m²</p> <p>アスファルト舗装 5,607.5 m²</p> <p>クレイ系舗装 233.5 m²</p> <p>契 約 金 額 371,800,000 円</p> <p>契約の相手方 安城市池浦町池西 1 0 8 番地 株式会社クサカ 代表取締役 日 下 成 人</p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 令和 3 年 3 月 1 5 日まで</p> <p>予 定 価 格 447,718,700 円（消費税相当額を含む。）（落札率 83.0%）</p> <p>入 札 状 況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札者</th> <th>評価点</th> <th>入札金額（円）</th> <th>評価値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株クサカ</td> <td>123.5</td> <td>338,000,000</td> <td>0.36538</td> <td>落 札</td> </tr> <tr> <td>アイシン開発(株)安城営業所</td> <td>113.5</td> <td>348,000,000</td> <td>0.32615</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株ナルセコーポレーション</td> <td>117.0</td> <td>366,000,000</td> <td>0.31967</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株増田組</td> <td>112.5</td> <td>360,000,000</td> <td>0.31250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サン・シールド(株)</td> <td>110.5</td> <td>355,000,000</td> <td>0.31127</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株合同工業</td> <td>111.0</td> <td>359,000,000</td> <td>0.30919</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	入札者	評価点	入札金額（円）	評価値	摘要	株クサカ	123.5	338,000,000	0.36538	落 札	アイシン開発(株)安城営業所	113.5	348,000,000	0.32615		株ナルセコーポレーション	117.0	366,000,000	0.31967		株増田組	112.5	360,000,000	0.31250		サン・シールド(株)	110.5	355,000,000	0.31127		株合同工業	111.0	359,000,000	0.30919	
入札者	評価点	入札金額（円）	評価値	摘要																																
株クサカ	123.5	338,000,000	0.36538	落 札																																
アイシン開発(株)安城営業所	113.5	348,000,000	0.32615																																	
株ナルセコーポレーション	117.0	366,000,000	0.31967																																	
株増田組	112.5	360,000,000	0.31250																																	
サン・シールド(株)	110.5	355,000,000	0.31127																																	
株合同工業	111.0	359,000,000	0.30919																																	

内 容	
議 案 番 号	第 6 6 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備工事</p> <p>場 所 安城市根崎町地内</p> <p>概 要 燃焼ガス冷却設備 灰出し設備 排ガス処理設備 通風設備ほか</p> <p>契 約 金 額 552,200,000 円</p> <p>契 約 の 相 手 方 名古屋市中区新栄二丁目 1 番 9 号 荏原環境プラント株式会社中部支店 支店長 大 庭 茂 樹</p> <p>契 約 の 方 法 随意</p> <p>工 期 令和 3 年 3 月 1 2 日まで</p>
議 案 番 号	第 6 7 号議案
議 案 名	訴えの提起について
摘 要	<p>違約金等の請求</p> <p>1 相手方</p> <p></p> <p>2 請求の趣旨</p> <p>(1) 相手方に対し、平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日を納期限として請求をした契約解除に伴う違約金 3, 6 4 7, 1 2 2 円のうち、未払分 3, 0 3 9, 2 6 9 円及び遅延損害金の支払を求める。</p> <p>(2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。</p> <p>3 請求の原因</p> <p>相手方は、市と締結した市役所庁舎前等駐車場管理及び案内業務に係る委託契約の履行期間内において、契約で定めた警備員を配置できなくなったとして契約解除の申出をした。</p> <p>市は、その申出に基づき契約を解除し、契約で定めた額の違約金について請求及びその後督促を行うも相手方の支払がその一部のみであったため、未払分及び遅延損害金について支払の催告を行ったが、相手方はこれに応じなかった。</p>

内 容													
議 案 番 号	報告第3号												
議 案 名	専決処分について												
摘 要	施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解												
	1 損害賠償額 499,400円												
	2 事故内容												
	(1) 発生日時 平成31年1月27日 午後1時頃												
	(2) 発生場所 安城市西別所町地内												
	(3) 経 過 上記地内の市道において、市道の一部となっている暗渠 <small>きよ</small> の上を車両が通行した際、老朽化した蓋が割れ路面が陥没したことにより、車体が傾き相手方宅の塀に接触したもの												
3 相手方の損害の程度 ブロック塀の損傷													
4 過失割合 安城市100% 相手方0%													
5 専決年月日 令和2年5月15日専決													
議 案 番 号	報告第4号												
議 案 名	継続費の通次繰越しについて												
摘 要	一般会計 単位 円												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(款・項) 事業名</th> <th>継続費総額 各年度予算額</th> <th>令和元年度 支出済額</th> <th>翌年度 通次繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 教育費 30 保健体育費 スポーツセンター改修事業</td> <td>1,042,800,000 R1 417,120,000 R2 625,680,000</td> <td>170,640,000</td> <td>246,480,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 30 保健体育費 北部学校給食施設整備事業</td> <td>3,048,000,000 R1 1,219,200,000 R2 1,828,800,000</td> <td>826,368,600</td> <td>392,831,400</td> </tr> </tbody> </table>	区分(款・項) 事業名	継続費総額 各年度予算額	令和元年度 支出済額	翌年度 通次繰越額	50 教育費 30 保健体育費 スポーツセンター改修事業	1,042,800,000 R1 417,120,000 R2 625,680,000	170,640,000	246,480,000	50 教育費 30 保健体育費 北部学校給食施設整備事業	3,048,000,000 R1 1,219,200,000 R2 1,828,800,000	826,368,600	392,831,400
	区分(款・項) 事業名	継続費総額 各年度予算額	令和元年度 支出済額	翌年度 通次繰越額									
	50 教育費 30 保健体育費 スポーツセンター改修事業	1,042,800,000 R1 417,120,000 R2 625,680,000	170,640,000	246,480,000									
	50 教育費 30 保健体育費 北部学校給食施設整備事業	3,048,000,000 R1 1,219,200,000 R2 1,828,800,000	826,368,600	392,831,400									

内 容																																																							
議 案 番 号	報告第5号																																																						
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて																																																						
摘 要	一般会計 単位 円																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 民生費 10 児童福祉費 保育園園路整備事業</td> <td>13,000,000</td> <td>6,000,000</td> </tr> <tr> <td>30 農林水産業費 5 農業費 土地改良施設改修事業</td> <td>9,000,000</td> <td>9,000,000</td> </tr> <tr> <td>30 農林水産業費 5 農業費 土地改良推進事業</td> <td>5,500,000</td> <td>5,500,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設管理事業</td> <td>36,500,000</td> <td>36,500,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう維持管理事業</td> <td>20,000,000</td> <td>20,000,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業</td> <td>325,575,000</td> <td>262,413,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 交通安全施設整備事業</td> <td>54,659,000</td> <td>43,900,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業</td> <td>79,940,000</td> <td>79,400,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業</td> <td>66,000,000</td> <td>66,000,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業</td> <td>138,320,000</td> <td>87,300,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 社会資本整備促進事業</td> <td>14,600,000</td> <td>14,575,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 交通結節点整備促進事業</td> <td>366,600,000</td> <td>366,600,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業</td> <td>75,057,000</td> <td>70,890,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業</td> <td>237,000,000</td> <td>237,000,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業</td> <td>51,000,000</td> <td>51,000,000</td> </tr> <tr> <td>45 消防費 5 消防費 災害用マンホールトイレ設置事業</td> <td>16,500,000</td> <td>16,500,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 10 小学校費 小学校校内放送設備設置事業</td> <td>6,600,000</td> <td>6,567,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	15 民生費 10 児童福祉費 保育園園路整備事業	13,000,000	6,000,000	30 農林水産業費 5 農業費 土地改良施設改修事業	9,000,000	9,000,000	30 農林水産業費 5 農業費 土地改良推進事業	5,500,000	5,500,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設管理事業	36,500,000	36,500,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう維持管理事業	20,000,000	20,000,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業	325,575,000	262,413,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 交通安全施設整備事業	54,659,000	43,900,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業	79,940,000	79,400,000	40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業	66,000,000	66,000,000	40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業	138,320,000	87,300,000	40 土木費 20 都市計画費 社会資本整備促進事業	14,600,000	14,575,000	40 土木費 20 都市計画費 交通結節点整備促進事業	366,600,000	366,600,000	40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業	75,057,000	70,890,000	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業	237,000,000	237,000,000	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	51,000,000	51,000,000	45 消防費 5 消防費 災害用マンホールトイレ設置事業	16,500,000	16,500,000	50 教育費 10 小学校費 小学校校内放送設備設置事業	6,600,000	6,567,000
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額																																																				
	15 民生費 10 児童福祉費 保育園園路整備事業	13,000,000	6,000,000																																																				
	30 農林水産業費 5 農業費 土地改良施設改修事業	9,000,000	9,000,000																																																				
	30 農林水産業費 5 農業費 土地改良推進事業	5,500,000	5,500,000																																																				
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設管理事業	36,500,000	36,500,000																																																				
	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう維持管理事業	20,000,000	20,000,000																																																				
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業	325,575,000	262,413,000																																																				
	40 土木費 10 道路橋りょう費 交通安全施設整備事業	54,659,000	43,900,000																																																				
	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業	79,940,000	79,400,000																																																				
	40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業	66,000,000	66,000,000																																																				
	40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業	138,320,000	87,300,000																																																				
	40 土木費 20 都市計画費 社会資本整備促進事業	14,600,000	14,575,000																																																				
	40 土木費 20 都市計画費 交通結節点整備促進事業	366,600,000	366,600,000																																																				
	40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業	75,057,000	70,890,000																																																				
	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業	237,000,000	237,000,000																																																				
	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	51,000,000	51,000,000																																																				
45 消防費 5 消防費 災害用マンホールトイレ設置事業	16,500,000	16,500,000																																																					
50 教育費 10 小学校費 小学校校内放送設備設置事業	6,600,000	6,567,000																																																					

内 容																	
議 案 番 号	報告第6号																
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて																
摘 要	安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計 単位 円																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 土地区画整理費</td> <td>335,000,000</td> <td>308,000,000</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費			5 土地区画整理費	335,000,000	308,000,000	土地区画整理事業						
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額														
	5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費																
5 土地区画整理費	335,000,000	308,000,000															
土地区画整理事業																	
議 案 番 号	報告第7号																
議 案 名	予算の繰越しについて																
摘 要	水道事業会計 単位 円																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>予 算 計 上 額</th> <th>支 払 義 務 発 生 額</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 資本的支出 10 建設改良費 水道施設拡張事業</td> <td>476,648,000</td> <td>218,648,000</td> <td>258,000,000</td> </tr> <tr> <td>4 資本的支出 10 建設改良費 配水設備増補改良事業</td> <td>346,446,000</td> <td>57,446,000</td> <td>289,000,000</td> </tr> <tr> <td>4 資本的支出 10 建設改良費 取水浄水増補改良事業</td> <td>22,000,000</td> <td>0</td> <td>22,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額	4 資本的支出 10 建設改良費 水道施設拡張事業	476,648,000	218,648,000	258,000,000	4 資本的支出 10 建設改良費 配水設備増補改良事業	346,446,000	57,446,000	289,000,000	4 資本的支出 10 建設改良費 取水浄水増補改良事業	22,000,000	0	22,000,000
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額													
	4 資本的支出 10 建設改良費 水道施設拡張事業	476,648,000	218,648,000	258,000,000													
4 資本的支出 10 建設改良費 配水設備増補改良事業	346,446,000	57,446,000	289,000,000														
4 資本的支出 10 建設改良費 取水浄水増補改良事業	22,000,000	0	22,000,000														
議 案 番 号	報告第7号																
議 案 名	予算の繰越しについて																

内 容		
議 案 番 号	報告第8号	
議 案 名	安城市土地開発公社の経営状況の報告について	
摘 要	1 令和元年度事業報告及び決算	
	[事業報告]	
	取得 10,588.93 m ² 783,054,009 円	北部学校給食施設用地取得事業用地 安城南明治土地区画整理事業用地 榎前地区工業団地造成事業用地等
	処分 42,561.83 m ² 2,087,021,992 円	古井町地内公園用地取得事業用地 北部学校給食施設用地取得事業用地 安城南明治土地区画整理事業用地 榎前地区工業団地造成事業用地
	[決 算]	
	収益的収入 2,169,334,875 円	資本的収入 1,037,540,000 円
	収益的支出 2,089,669,873 円	資本的支出 2,852,604,009 円
	2 令和2年度事業計画及び予算	
	[事業計画]	
	取得 6,926 m ² 481,856 千円	安祥文化のさと駐車場用地取得事業用地 児童福祉施設用地取得事業用地 安城南明治土地区画整理事業用地
処分 1,419 m ² 102,070 千円	安祥文化のさと駐車場用地取得事業用地 安城南明治土地区画整理事業用地	
[予 算]		
収益的収入 102,218 千円	資本的収入 492,157 千円	
収益的支出 110,671 千円	資本的支出 583,926 千円	

内 容													
議 案 番 号	報告第9号												
議 案 名	公益財団法人安城都市農業振興協会の経営状況の報告について												
摘 要	<p>1 令和元年度事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>令和元年度入園者数 526,172 人 開園以来の入園者数 12,843,192 人</p> <p>(1) 公の施設を活用して、都市と農村との交流の場と機会及び憩いと安らぎの場と機会を提供するとともに、農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会を提供する事業（公益目的事業）</p> <p>ア 都市と農村との交流及び憩いと安らぎの場の提供事業 イ 都市と農村との交流の機会の提供事業 ウ 憩いと安らぎの機会の提供事業 エ 農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会の提供事業</p> <p>(2) 地域の環境、特性に合う植物の育成研究及び品種改良に関する事業（公益目的事業）</p> <p>ア 地域の環境及び特性に合う新品種導入に関する研究 イ 地域の環境及び特性に合う植物の改良及び保存 ウ 希少品種及びオリジナル品種の育成及び研究 エ 特定植物保全拠点園としての植物収集及び保全</p> <p>(3) 物品販売に関する事業（収益事業）</p> <p>ア 直営店舗での販売事業 イ 販売委託事業</p> <p>[決 算]</p> <table> <tr> <td>経常収益</td> <td>657,260,472 円</td> <td>経常外収益</td> <td>456,277 円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>670,789,646 円</td> <td>経常外費用</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">当期一般正味財産減少額</td> <td colspan="2">13,072,897 円</td> </tr> </table>	経常収益	657,260,472 円	経常外収益	456,277 円	経常費用	670,789,646 円	経常外費用	0 円	当期一般正味財産減少額		13,072,897 円	
	経常収益	657,260,472 円	経常外収益	456,277 円									
	経常費用	670,789,646 円	経常外費用	0 円									
	当期一般正味財産減少額		13,072,897 円										
	2 令和2年度事業計画及び予算	<p>[事業計画]</p> <p>(1) 公の施設を活用して、都市と農村との交流の場と機会及び憩いと安らぎの場と機会を提供するとともに、農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会を提供する事業（公益目的事業）</p> <p>(2) 地域の環境、特性に合う植物の育成研究及び品種改良に関する事業（公益目的事業）</p> <p>(3) 物品販売に関する事業（収益事業）</p> <p>[予 算]</p> <table> <tr> <td>経常収益</td> <td>732,389 千円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>732,389 千円</td> </tr> </table>	経常収益	732,389 千円	経常費用	732,389 千円							
	経常収益	732,389 千円											
	経常費用	732,389 千円											

内 容	
議 案 番 号	報告第10号
議 案 名	公益財団法人安城市学校給食協会の経営状況の報告について
摘 要	1 令和元年度事業報告及び決算
	[事業報告]
	(1) 食育推進事業
	ア 食育の普及啓発
	イ 学校給食に関する思い出の作文・絵画及び習字の募集
	ウ 親子給食調理教室開催
	エ 調理場施設見学・試食会
	オ 地元食材の啓発
	(2) 物資購入事業及び給食調理事業
	ア 物資購入費及び給食調理事業 市内57校園の児童、生徒、園児等に対する給食の提供に必要な給食用主食、 副食物資等を946,699,949円で購入
イ 北部、中部及び南部調理場において年間4,076,098食分の副食の調理提供を実施	
(3) 施設管理事業	
[決 算]	
経常収益 1,891,753,457円 経常外収益 0円	
経常費用 1,891,753,457円 経常外費用 0円	
当期一般正味財産増減額 0円	
2 令和2年度事業計画及び予算	
[事業計画]	
(1) 食育に関する普及啓発及び給食を機会とした食育推進事業	
(2) 学校給食の調理等に関する事業	
(3) 公共施設の管理運営を行う事業	
[予 算]	
経常収益 2,176,980千円	
経常費用 2,176,980千円	

内 容	
議 案 番 号	同意第2号
議 案 名	固定資産評価審査委員会委員の選任について
摘 要	<p>委員 神谷正文の任期満了（令和2年8月25日）に伴う後任の選任</p> <p>固定資産評価審査委員会委員 任期 3年 定数 3人 要件 当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者</p>
議 案 番 号	同意第3号
議 案 名	農業委員会委員の任命について
摘 要	<p>委員の任命について議会の同意を求めるもの</p> <p>農業委員会委員 任期 3年 定数 14人 要件 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者</p>